

○前橋市千代田町三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例

平成25年6月25日

条例第38号

改正 平成28年9月13日条例第55号

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2第1項の規定に基づき、千代田町三丁目地区における建築物に関する制限を定めることにより、適正かつ合理的な土地利用を図り、もって適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(適用区域)

第2条 この条例の適用を受ける区域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示した前橋都市計画千代田町三丁目地区地区計画の区域とする。

(建築物の用途)

第3条 次に掲げる建築物は、建築してはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項、第6項から第11項まで及び第13項のいずれかに該当する営業の用に供するもの
- (2) 射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- (3) 自動車教習所
- (4) 倉庫業を営む倉庫
- (5) 畜舎

(平28条例55・一部改正)

(建築物の高さ)

第4条 建築物の高さは、16メートル以下でなければならない。

(公益上必要な建築物の特例)

第5条 この条例の規定は、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの及びその敷地については、当該許可の範囲内において、適用しない。

2 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ前橋市建築審査会の同意を得なければならない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条又は第4条の規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の建築主、築造主、所有者、管理者、占有者又は設置者

(2) 第3条又は第4条の規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いずに工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）

(両罰規定)

第8条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成28年9月13日条例第55号）

この条例は、公布の日から施行する。